

# 中日新聞

中日新聞東海本社  
浜松市東区美新町45番地  
〒435-8555 電話 053(421)7711

しずおか

2014年(平成26年)  
9月9日  
(火曜日)

## 性別変更で入会拒否「違法」

# 「人格の根幹を否定」

### 地裁浜松支部判決

性別同一性障害で戸籍上の性別を男性から女性に変更した静岡県西部の会社経営者だが、性別変更を理由に入会拒否されて精神的苦痛を受けたとして、県西部のゴルフクラブなどに慰謝料を五百八十五万円を求めた訴訟の判決で、静岡地裁浜松支部に主張が認められた原告の女性は八日、「平等な社会の実現につながってほしい」と話した。判決

では、入会拒否は憲法「四条で定めた法の下の平等」の趣旨に反すると指摘し、クラブなどに百十万円の支払いを命じた。関連場面専門家からは「妥当な判決だ」「性別同一性障害に自

性的マイノリティー(少数者)をめぐる憲法論争への司法判断が注目された。判決理由で、古谷健一郎裁判長は「原告は、性別に関する自己意識を身体的に社会的にも実現できず、(入会拒否は)人格の根幹部分を否定した」と指

断、20歳以上で現在は結婚していないことなどを条件に、家庭裁判所の審判で性別を変更できるようになつた。最高裁によると、13年末までに4353人が性別を変更している。

性的マイノリティー(少数者)をめぐる憲法論争への司法判断が注目された。判決理由で、古谷健一郎裁判長は「原告は、性別に関する自己意識を身体的に社会的にも実現できず、(入会拒否は)人格の根幹部分を否定した」と指

断、20歳以上で現在は結婚していないことなどを条件に、家庭裁判所の審判で性別を変更できるようになつた。最高裁によると、13年末までに4353人が性別を変更している。

「構成員選択の自由を十分考慮しても、社会的に許容できる限界を超えており違法だ」と述べた。女性の不利益を単に経済的なものと認めれば、性別同一性障害を理由とする差別を助長し、当該裁判が到底一性障害を理由とする差別としてクラブに入会を申し込んだ。性別変更の経歴が書かれた戸籍簿本と必要書類を提出すると、性別変更を理由に入会を拒否された。被告代理人の弁護士は「判決文を読んでおろそ

性同一性障害 身体上の性との心の性が一致せずに違和感を覚え、一致する性を求め続ける障害。2004年に性別同一性障害者性別特例法が施行され、2人以上の医師の診

断、20歳以上で現在は結婚していないことなどを条件に、家庭裁判所の審判で性別を変更できるようになつた。最高裁によると、13年末までに4353人が性別を変更している。

書は生じていない」などと女性側の請求を退けた。判決によると、女性は性別同一性障害者性別特例法に基づき家裁の審判を経て二〇一〇年に性別変更した。ゴルフ場運営会社の株式一株を二百十五万円で購入し、二年六月に法人会員としてクラブに入会を申し込んだ。性別変更の経歴が書かれた戸籍簿本と必要書類を提出すると、性別変更を理由に入会を拒否された。被告代理人の弁護士は「判決文を読んでおろそ

メントできない」と話し、ゴルフクラブは「責任者が不在で対応できない」としている。